特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八幡浜市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシーなどの権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適正な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報 保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

愛媛県八幡浜市長

公表日

令和3年6月21日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 国民健康保険事務 国民健康保険法(昭和13年法律第13号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民の異動届(転入、転出、社保加、社保離等)による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ②世帯主から国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して証を発行 する。 ③世帯主から国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収 猶予適用の可否判定を行う。 ④被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 ⑤被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接 続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を 「副本」として中間サーバへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオ ンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同し て「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は 提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)又は社会保険診療報酬支 ②事務の概要 払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民 健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係 る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払 基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」と いう。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を 共同して行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務及び機関別符号の取得 等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受 けた国保中央会が当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管 理事務」を行うため、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医 療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が当市からの 委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うため、情報 提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報と オンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付 け情報の提供を行う。 1. 国民健康保険システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3. 中間サーバ 4. 国保総合システムおよび国保情報集約システム(「国保総合(国保集約)システム」(*)という。) ③システムの名称 *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群 と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。 5. 医療保険者等向け中間サーバ等 2. 特定個人情報ファイル名 1. 国保資格ファイル 2. 国保給付ファイル 3. 個人番号の利用 1. 番号法第9条第1項、別表第一の第30項 2. 番号法第9条第2項 3. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 法令上の根拠 <オンライン資格確認の準備業務> 1. 番号法第9条第1項、別表第一の第30項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携							
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定						
②法令上の根拠	1. 番号法第19条8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45 <オンライン資格確認の準備業務> 1. 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 2. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項						
5. 評価実施機関における	担 <mark>当部署</mark>						
①部署	市民福祉部市民課						
②所属長の役職名	課長						
6. 他の評価実施機関							
なし							
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求						
請求先	〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号 八幡浜市役所 総務企画部 総務課 行政係 TEL 0894-22-3111						
8. 特定個人情報ファイルの	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号 八幡浜市役所 市民福祉部 市民課 国保係 TEL 0894-22-3111						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和]3年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価 施機関に		重点項目記	平価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及し 3) 基礎項目評価書及し 頁目評価書において、リス	ド全項目評価書		
されている。 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
2. 特定個人情報の人子(1	月1収1疋伊	モネットソークンスプ	ムを通じ	ルに八十で味い	、。/ <選択肢>			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か]	十分である]		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監			
9. 従業者に対する教育・日	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載変更後の記載		提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月20日	I 5②所属長	市民課長 菊池 正康	市民課長	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当 しない変更事項
平成29年4月20日	Ⅱ1対象人数	平成26年12月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年4月20日	Ⅱ2取扱者数	平成26年12月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年4月20日	I 1③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携 サーバ) 3. 中間サーバ	1. 国民健康保険システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3. 中間サーバ 4. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(「国保総合(国保集約)システム」(*)という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	
令和1年6月28日	I 5②所属長	市民課長	課長	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当 しない変更事項
令和1年6月28日	Ⅱ 1対象人数	1万人以上10万人未満 平成29年4月1日時点	1,000人以上1万人未満 平成31年4月1日時点	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当 しない変更事項 ・時点修正
令和1年6月28日	Ⅱ2取扱者数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年6月1日	I 1②事務の概要		オンライン資格確認の準備業務及び運用業務に関する項目を追記。	事前	
令和2年6月1日	I 1③システムの名称		オンライン資格確認に関し、医療保険者等向け中間サーバ等を追記。	事前	
令和2年6月1日	I 2特定個人情報ファイル名		オンライン資格確認に関し、国保給付ファイルを 追記。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月1日	I 3個人番号の利用		オンライン資格確認の準備業務に関する項目を 追記。	事前	
令和2年6月1日	I 4②法令上の根拠		オンライン資格確認の準備業務に関する項目を 追記。	事前	
令和2年6月1日	Ⅱ1対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年6月1日	Ⅱ2取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
市和2年0月1日	秋扱いの安乱	委託しない	オンライン資格確認の準備業務及び運用業務 に関連し、委託へ変更。	事前	
令和2年6月1日	IV5特定個人情報の提供・移 転	提供・移転しない	オンライン資格確認の準備業務及び運用業務 に関連し、提供・移転へ変更。	事前	
令和3年6月21日		1. 番号法第19条7号	1. 番号法第19条8号	事後	・しきい値判断の結果に該当 しない変更事項
令和3年6月21日	Ⅱ1対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月21日	Ⅱ2取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正